第十七条　署名、批准、受諾、承認及び加入

1　この条約は、機関の本部において、二千七年十一月十九日から二千八年十一月十八日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

(a)　いずれの国も、次のいずれかの方法により、この条約に拘束されることについての同意を表明することができる。

(i)　批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(ii)　批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。

(iii)　加入すること。

(b)　批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

第十八条　効力発生

1　この条約は、十の国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこの条約に署名し、又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を事務局長に寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。

2　この条約は、1に規定する効力発生の要件が満たされた後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの条約に加入する国については、当該国が該当する文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、1の規定に基づくこの条約の効力発生の前においては、効力を生ずることはない。

第十九条　廃棄

1　締約国は、この条約が自国について効力を生じた日の後一年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3　廃棄は、事務局長による廃棄書の受領の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第二十条　寄託者

1　この条約は、事務局長に寄託する。

2　事務局長は、次のことを行う。

(a)　この条約に署名し、又は加入した全ての国に対して次の事項を通報すること。

(i)　新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びこれらが行われた日

(ii)　この条約の効力発生の日

(iii)　この条約の廃棄書の寄託、その寄託の日及び廃棄が効力を生ずる日

(iv)　この条約に従って受領するその他の宣言及び通告

(b)　この条約に署名し、又は加入した全ての国に対してこの条約の認証謄本を送付すること。

3　事務局長は、この条約が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その条約文の認証謄本を登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

第二十一条　言語

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

二千七年五月十八日にナイロビで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

附属書

難破物の除去についての責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書

2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約第12条の規定に従って発給した。

船名	総トン数	船舶番号又は信号符字	国際海事機関船舶識別番号	船籍港	登録所有者の氏名又は名称及び主たる営業所の住所

上記の船舶に関し、2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約第12条に定める要件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。

保証の種類……

保証の期間……

保険者又は保証提供者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称……

住所……

この証明書は、……まで効力を有する。

……政府が

（国の正式名称）

……において……に発給し、又は公認した。

（場所）　（日付）

……

（発給し、又は公認する職員の署名及び官職）

（締約国が第12条３の規定を適用する場合には、国の正式名称を記載する欄以下を次のように置き換えるべきである。）

この証明書は、……政府の権限の下に、

（国の正式名称）

……が、

（団体の名称）

……において……に発給した。

（場所）　（日付）

……

（発給する職員の署名及び肩書）

注釈

1　国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発給が行われる国の権限のある公の当局の名称を含めることができる。

2　保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示すべきである。

3　保証が二以上の方式で提供される場合には、これらの方式を列挙すべきである。

4　「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。

5　保険者又は保証提供者の「住所」の欄には、当該保険者又は保証提供者の主たる営業所の所在地を明示しなければならない。適当な場合には、保険契約その他の保証契約が行われた営業所の所在地を明示する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　三好　雅子
外務大臣　茂木　敏充
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎